

油濁基金 だより

No.

59

1996.3



財団法人 漁場油濁被害救済基金



定置網漁場へ流入した油

鹿児島県種子島西海岸一帯に中東産原油が漂流して敷設中の定置網や操業中の漁船を汚染した。

また、海岸にも漂着、再流出して定置網や磯根資源に被害の恐れがあり清掃した。

目 次

(寄稿)

1 海洋環境の保全と海洋生態系／徳田 拓士	1
2 水質汚濁等による突発的漁業被害状況／小幡 浩一	7
3 和歌浦湾における原油流出事故について／森 康雅	11

(寄稿)

漁場油濁被害の思い出／山本 末廣	15
------------------	----

(基金記事)

1 第15回豊かな海づくり大会	17
2 油濁被害防止対策事業について	24
3 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き	27
4 都道府県漁場油濁被害等認定審査会の動き	30
5 評議員の委嘱について	31
6 中央漁場油濁被害等認定審査会の委嘱について	31

(基金人事異動)

.....	31
-------	----

(編集後記)

(寄稿)

海洋環境の保全と海洋生態系

元東京大学教授 德田 拓士

1. はじめに

わが国はかつては世界一の漁獲量を誇り、水産王国であることを自他ともに認めていたが、いまや世界一の水産物輸入国になってしまった。その理由はさておき、海の重要さは、わが国のみならず、世界いずれの国にとって、昔も今も変わりはない。今後、発展途上国における土地開発、工業化、農地の荒廃、砂漠化が進むことは歴然としており、これら諸国の人団増加とは裏腹に、環境汚染の進行、食料生産の減退が必死である。このような近未来（実はすでに現在でも始まっているのだが）に備え、陸地のみならず海洋の環境をいかに保全、修復し、それぞれの本来の生産性を發揮させるかが、現代の全人類に課された急務である。上記のような表題を掲げたが、ここでは石油汚染（以下単に油汚染という）に対する海洋環境保全と海洋生態系について述べることにする。

2. どの海にもいる石油分解菌

旧約聖書がユダヤ教ならびにキリスト教の教典であることはご存知の通りであるが、その「創世記」に、木で作っ

たノアの方舟の船体の内外両側からアスファルトを塗り、水漏れを防いだ、と書かれている。これは恐らく人類が初めて石油成分を利用した記述であろうが、記載の年代、利用したアスファルトの产地（恐らく中東地域と思われる）のほどはわからない。一方、古代ギリシアの歴史家ヘロドトス（西暦前484～425？）は、文明発祥地のひとつとして有名なユーフラテス川の支流イス川の水源地で、水とともにアスファルトが吹き出して堆積しているのを目撃し、記録に留めている。これが石油による環境汚染ならびに原油の天然漏出に関する初めての記載であろう。原油の天然漏出は、彼のみならず、人類が気づくよりずっと以前から、地球のどこかで起っていたはずで、極めて長い年月の間、地球環境を汚染し続けてきたことになる。現在、世界の沿岸域のもともども、数十にもおよぶ天然漏出個所が知られている。その中には、地震に伴う地殻変動により、漏出油量が増減するところもあるようだが、妥当な漏出量として年間25万トンが見積もられている。ところで、原油や石油といつても、これらはさまざまな化学物

質が混合したものだが、そのほとんどは、炭素原子と水素原子が結合してできた炭化水素から成っている。しかし、この炭化水素は石油のみに含まれているものではなく、わずかではあるが、現在生育している生物によって、陸上でも、海洋においても生産されている。その量を推定するのは、なかなかむずかしいのであるが、海洋においては、沿岸域での天然漏出油量の数百倍もの炭化水素が毎年生産されているという説もあるほど、莫大な量のようである。これら、すなわち天然漏出油と海洋生物による炭化水素の双方が、海洋に常に負荷をかけているのである。そればかりではなく、現代では、原油や石油製品の輸送時の事故や、油分が混濁した都市排水の流入により、年間200万トンの石油分が海洋を汚染している。それにもかかわらず、海洋が炭化水素や石油分によって埋め尽くされないのは、世界の海洋のどこにでも、石油分解菌がいて、常に炭化水素やその他の石油成分を分解し続けているからである。しかし、流出事故後、現場周辺に長期にわたり石油分が残留したり、産油国から消費国への海上輸送路、すなわちタンカールート周辺海域でいつもオイルボール（蒸発や溶けやすい成分を失った油粒）が検出されるのは、こうした海域では、すでに天然に生育する石油分解菌の分解能を上回る石油分

が存在しているからである。すなわち、すでに海洋は石油汚染に対して、危険信号を発しているのである。

3. 海面で性状を変える流出油

海面に石油が流出すると、小さな分子の（＝低分子）成分、すなわち低い温度で蒸発する（＝低沸点）成分はすぐ蒸発したり、海水に溶けこんだりし始める。カズリン、灯油、軽油などの無色の石油製品は、大きな分子の（＝高分子）成分、すなわち高い温度でないと蒸発しない（＝高沸点）成分を含んでいないので、温帯域や熱帯域では、短期間のうちに消失してしまう。このような石油製品は“非持続性油”と呼ばれている。原油や重油のように茶褐色した石油は、低沸点成分が失われても、含まれている高沸点成分が残留するため、その流出油膜がなかなか消失しないので、“持続性油”と呼ばれている。この持続性油は、海面で低沸点成分を失うにつれて、油膜中の高沸点成分の割合は多くなるとともに、油膜の中へ海水を微粒子状に吸収するため、油膜の体積は減少しないばかりか、かえって増加し、粘度もどんどん増加する。ある原油では、流出1週間後には油膜中の含水率82%（見方をかえれば、油膜中の油分はわずか12%ということである）、体積は流出油量の3.3倍、粘度はなんと265倍にもなる。このよ

うに水分を含んで粘度を増した石油分のことを、ムースと呼んでいる。ムースとなった石油分、すなわちムース化油は、体積に対して表面積が小さいために、石油分解菌による分解が渉らず、また乳化分散剤（通称、油処理剤）などの化学処理剤も油膜内に浸透しないため、効果を發揮できない。しかし、粘度を増したために、海面に浮いていれば、漁網などで用意に回収できる。しかし、回収をまぬがれたムース化油は、漂着して海岸を汚染したり、海面を浮遊しながら砂や浮遊物を巻き込んで比重をまして漂流を続け、やがて海底に沈んでいくのである。

4. 流出油の化学的処理

流出油を処理するには、オイルスキマーで汲み取ったり、吸着剤で吸い取ったり、オイルフェンスで囲ったり、阻止したり、誘導したりする物理的方法と、化学剤を適用する化学的方法があることは、周知の通りである。前者による海洋生態系におよぼす影響はあまり問題になったことがないので、ここでは後者について触れることにしよう。化学的処理剤には、作用機能の異なったさまざまな製剤があるが、わが国では型式承認を受けたゲル化剤と乳化分散剤のみの使用が認められている。ゲル化剤には液状のものと粉末のものの2種類がある。どちらも流出油膜に適

用して油膜を固化し、回収を容易にするための製剤である。この製剤は可溶成分をほとんど含んでいないので、海洋生態系への影響は少ないとと思われる。乳化分散剤は、界面活性作用によって、流出油を細かな粒子に乳化して、海水中に分散させ、最終的な分解を天然海域に生息する石油分解菌に委ねる製剤である。使用頻度、使用量ともに、ゲル化剤を上回っている。乳化分散剤メーカーが、乳化力を犠牲にしてまで低毒性を競って開発したために、乳化力は一応基準値はクリアーしてはいるが、理論的有効散布量（流出油量の25%）を大きく上回る量を散布しなければ、油膜を消失できないこともある。散布の方法や散布後の攪拌の仕方にも検討の余地がある。船上から散布した後に攪拌を必要とする現在の製剤、すなわち従来型乳化分散剤の他に、散布後に攪拌を必要としない製剤、すなわち自己攪拌型乳化分散剤がすでに開発されている。この製剤には水にも石油にも溶ける性質をもった溶剤（=両親媒性溶剤）が配合されていて、油膜に浸透した製剤からこの溶剤が海水中に拡散するときに、油分も一緒に微粒子状にして海水中へ引きこむような仕掛けになっている。この溶剤の性質上、自己攪拌型の対生物毒性は、従来型よりもやや高いが、散布量（流出油量の5程度%）が少なくて済む上に、航空機

からの散布が可能なため、沖合での大量流出事故の処理にうってつけの製剤で、今後、その使用を検討すべきである。

漁業関係者などのなかには、対生物毒性の点から、乳化分散剤の使用を極度に嫌う人もあるようだが、原油や石油製品自体も有毒物質とはいわないまでも、高い毒性の成分を含んだ有害物質である。これらの海洋生物によよほす影響を比べると、乳化分散剤のほうが低いこともある。流出油が海面に油膜の形で留まっているときは、その有害性を油膜の中に包み込んでいる状態になっているので、海面下の生物に対する影響はさほど發揮されない。しかし、油膜が養殖場に侵入したり、海岸に漂着して滞留すれば、その影響は長期におよんでしまう。ちなみに、先の湾岸戦争で流出した原油が漂着したまま放置されたサウジアラビアの海岸の一部では、4年経過した時点でも、潮間帯に生物がほとんどみられないである。沖合で流出油を乳化分散剤で処理すると、拡散した油粒は海面下数メートルにまで達するが、充分水深のある海面で使用すれば、魚介類に一時的に着臭することがあっても、生態系に対する甚大な被害は回避することができよう。油粒は時間経過に従い、希釈・拡散されて薄まると同時に石油分解菌によって、油膜状態のときよりもずっと

と速やかに分解されるので、適用法を誤らなければ、目立った後遺症は残らないはずである。また、油膜は海面に留まるので、風により流されるが、海中に拡散した油粒は、潮の流れに支配される、という相違も考慮されるべきである。物理的方法と化学的方法を適宜適用し、後遺症がないよう、迅速に流出油処理を行わなければならない。

5. 漂着油は生物的環境回復法で

微生物が有機物を分解する現象は、生分解といわれているが、この微生物を何らかの方法で元気づけてやり、環境を汚染している有機物を積極的に分解させ、環境を元にもどしてやる方法を生物的環境回復法（もしくは修復法、英語ではバイオレメディエイション）といい、現在世界各地で土壤、地下水などを対象に行われている。油汚染に関しては、アラスカで1989年におきた大量油流出事故後に適用され、効果を發揮した。すでに述べたように、世界どの海にも石油分解菌はあるが、窒素とリンを含んだ栄養剤を与え、これら微生物を元気づけ、砂利浜に漂着した原油を積極的に分解させたのである。この時は、2種類の栄養剤、すなわち無機栄養剤と有機栄養剤各1種類ずつが場所をかえて、別個に用いられた。

この無機栄養剤は、以前より芝生の肥料として米国内で使用されていたも

ので、窒素栄養分として硝酸アンモニウム、リン栄養分としてリン酸カルシウムとリン酸アンモニウムを配合し、じわじわと数十日かけてゆっくりと溶け出すように除放性処理を加えた製剤である。有機栄養剤は、アラスカ事故より数年前にフランスで開発されたもので、塩水に溶かした尿素の微粒子をオレイン酸（有機酸の一種）で覆った構造をしており、安定剤としてラウリルリン酸塩、粘度低下剤としてブトキシエタノールをそれぞれオレイン酸に配合してある。フランスでは、この流出油処理専用の栄養剤を開発中に、地球上の南北両半球の寒海域で、水槽内に現地の海水をいれ、石油を注いで実験を行い、上々の首尾をえていた。最終実験はノルウェー北方のシュピッツベルゲン島で行われた。その峡湾のひとつをオイルフェンスで仕切り、そこに石油をまき、その油膜上有機栄養剤を散布したところ、今まで得られた実験結果とは異なり、油膜には効果がまったく見られなかった。油膜に撒いた栄養剤は、そこに留まることなく、撒くとすぐに油膜から海水中に溶け出してしまい、峡湾の海水に無限希釈されたのである。それまでの実験では、水槽という狭い容積の中で行われていたため、水槽内の海水に溶け出しても、効果を發揮していたのである。つまり、天然海面に浮いている油膜に栄養剤を

適用しても、効果は望めないことがはつきりしたのである。しかし、この峡湾の実験で、細かな砂では駄目だが、粗い砂に吸着された油分の分解に有機栄養剤が極めて有効であることがわかつたのである（実験者らは言及していないが、細かな砂中で油分の生分解が始まると、すぐ砂中の酸素が不足するので、分解が鈍ってしまうのである）。

栄養剤のほかに、石油分解能のある海洋細菌をあらかじめ大量培養し、これを凍結乾燥したもの、すなわち微生物製剤を流出油膜や漂着油に散布する方法も生物的回復法として開発されているが、この製剤が有効であった、という情報はまだ耳に入ってこない。

6. 生態系を乱すな

油まみれで今にも溺れそうな海鳥、白い腹を出して浮き上がった魚、岩からはがれて仰向けになった巻き貝、せっかく捕ったのに油臭くて廃棄される漁獲物、石油流出事故のたびに、こうした画像がテレビで報道される。このような惨憺たる光景は、確かに油汚染の恐ろしさを世間にアピールする。しかし、このような生きるか死ぬかの状況よりも、もっと微妙なところで、油汚染は海洋生物の生活に影響をおよぼしているのである。海洋生物は、植物、動物を問わず、それぞれ微量の特殊な物質を海水中に分泌すると同時に、他

者の分泌物を感じて、摂餌、交尾、
産卵、受精、群れ形成、逃避など、さ
まざまな生態行動をおこしていること
が、最近の研究で徐々に明らかにされ
つつある。この源になる物質を、化学
信号とか化学言語といっているが、そ
のなかには、石油成分によく似た構造
の物質があり、この成分はもちろん、
石油そのものを海水に添加しても、そ
のわずかに溶けた成分のために、化学
信号を認識できなくなってしまうのであ
る。すなわち、生態系が乱されるので
ある。このような悪さをするのは、流
出油ばかりとは限らず、陸から流入す
る幾多の汚染物質の中にもある。目に
見えるような漁業被害のみでなく、こ
のような生態系への微妙な影響が海洋
環境を劣悪化し、海洋生物の多様性を
損ない、生物量の減少を招くことを肝
に銘じて、海洋環境の保全に努力し、
美しい豊穣な海を子孫に伝えていこう
ではないか。

(寄稿)

水質汚濁等による突発的漁業被害状況

水産庁研究部漁場保全課

指導第二係長 小幡 浩一

この報告は、国の補助事業として実施している漁業公害調査指導等事業のうち「漁業公害対策等事業実施要領」第7の規定に基づいて、各都道府県知事から提出された「公害等による漁業被害発生報告書」をもとに、平成6年4月1日から平成7年3月31日までの間に発生した水質汚濁等による突発的漁業被害の発生状況を水産庁がとりまとめたものであり、その一部を抜粋したものである。

平成6年度の水質汚濁等による突発的漁業被害は、総発生件数215件（うち、被害額不明件数152件）、被害総額26.3億円となっており、前年度と比較した場合、発生件数および被害額ともに増加した。（表-1）

1 海面における突発的漁業被害状況

海面における漁業被害は、発生件数99件（うち、被害額不明件数57件）、被害額26億円で、前年度と比べそれぞれ増加している。これは、油濁による漁業被害は大幅に減少したものの、赤潮や苦潮、高水温による漁業被害が増加したことによる。海面における主な発生原因内訳は表-2のとおりである。

2 原因別発生割合の推移

海面における漁業被害の原因別発生

割合を油、赤潮及びその他と主要因を大別して比較してみると、件数では油によるものが常に全体の4～6割を占め、次に赤潮によるものとなっており、油と赤潮で発生件数の8割を占めている。この割合は毎年この程度で推移しているが、被害額においては、大幅に減少したものの、赤潮による漁業被害が昨年度と比べ大幅に増加している。

また、近年にない猛暑による水温の上昇等から、苦潮、高水温を原因とする漁業被害も多数発生した。

（図-1、図-2）

3 油による漁業被害

油による漁業被害は、発生件数46件（うち、被害額不明件数25件）、被害額2.21億円であり、前年度と比較すると発生件数は増加しているが、被害額は前年度の約5分の1と大幅に減少し、平成4年度の水準に戻った。

油による被害発生件数を原因別に見ると、件数では船舶は4割増加、原因者不明のものも1割程度増加している。被害額においては、大規模な漁業被害を伴う事故が少なかったことから大幅に減少しているが、原因者不明のものは前年度の約2倍の被害額となってい

る。(表-3、図-3、図-4)

4 むすび

以上のように、今年度は被害額で見ると油を原因とするものが大幅に減少し、赤潮や苦潮、高水温等を原因とするものが増加している。しかし、件数で見る限り油を原因とするものも増加傾向となっており、ひとたび大規模な油濁事故が発生した場合、多大な漁業被害が発生する可能性があるため楽観できない。

また、南西諸島を中心とした原因者不明の油濁被害（主にオイルボールの漂着）は依然として後を絶たない状況である。

従って、引き続き油濁被害未然防止対策を強化するとともに、汚染意識の啓発、事故発生の際に被害を最小限にするための体制の整備等に努めていかなければならない。

表-1 平成6年度突発的漁業被害の発生状況

年 度	項 目	海 面		内 水 面		計	
6 年度	発生件数	99 (57)	46.0%	116 (95)	54.0%	215 (152)	100.0%
	被害金額	2,598,739千円	98.9%	29,391千円	1.1%	2,628,130千円	100.0%
5 年度	発生件数	86 (45)	48.9%	90 (78)	51.1%	176 (123)	100.0%
	被害金額	2,427,239千円	97.9%	52,288千円	2.1%	2,479,527千円	100.0%
6 / 5	発生件数	115.1%		128.9%		122.2%	
	被害金額	107.1%		56.2%		106.0%	

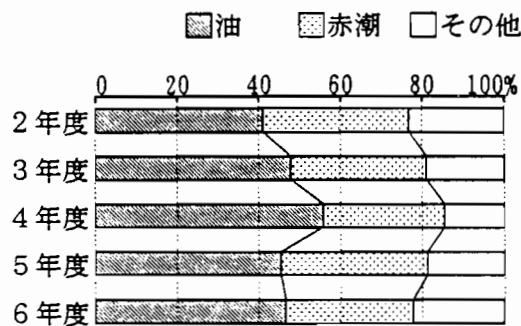
(注) 発生件数欄の()書きは、被害金額が不明の件数で内数である。

表-2 平成6年度の海面漁業被害の発生状況

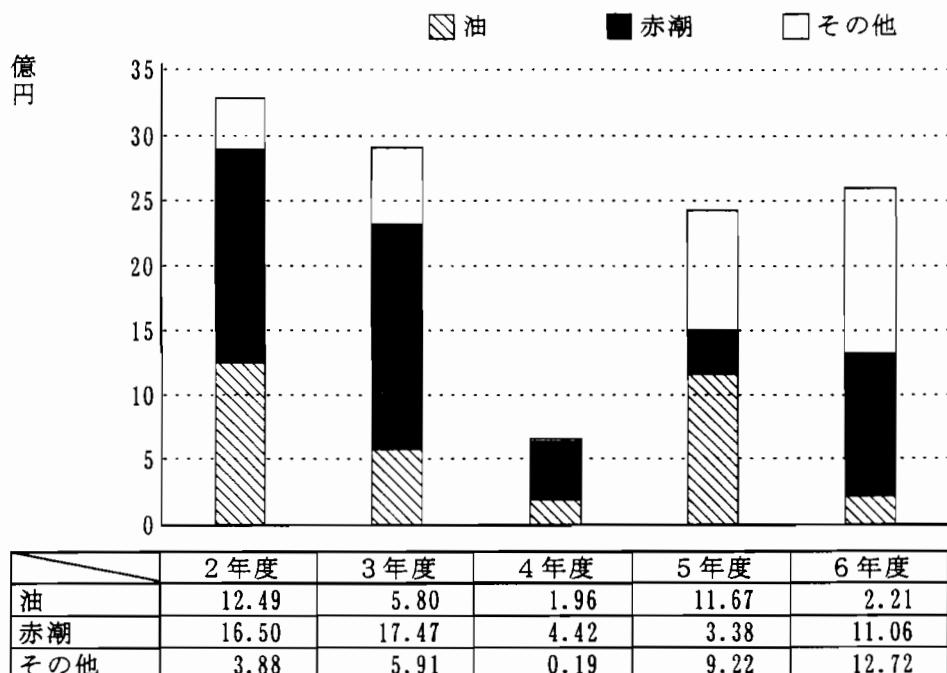
(単位：発生件数 件、被害金額 千円)							
年 度	項 目	油		赤 潮		油・赤潮以外	計
6 年度	発生件数	46(25)	46.5%	31(22)	31.3%	22(10)	22.2% 99(57) 100%
	被害金額	220,545	8.5%	1,106,132	42.6%	1,272,062	48.9% 2,598,739 100%
5 年度	発生件数	39(20)	45.4%	31(19)	36.0%	16(6)	18.6% 86(45) 100%
	被害金額	1,166,687	48.1%	338,104	13.9%	922,448	38.0% 2,427,239 100%
6 / 5	発生件数	117.9%		100.0%		137.5%	
	被害金額	18.9%		327.2%		137.9%	

(注) 発生件数欄の()書きは、被害金額が不明の件数で内数である。

図－1 平成2年度～平成6年度の海面における発生件数の原因別割合



図－2 平成2年度～平成6年度の海面漁業被害の原因別被害金額



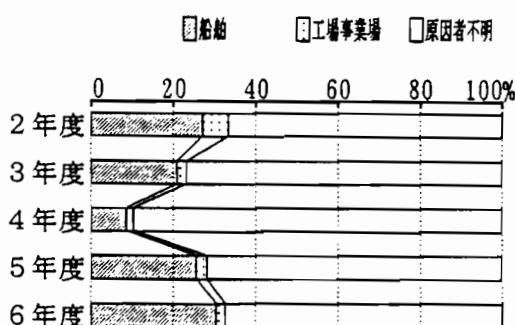
表－3 平成6年度の油による海面漁業被害の発生状況

(単位：発生件数 件、被害金額 千円)

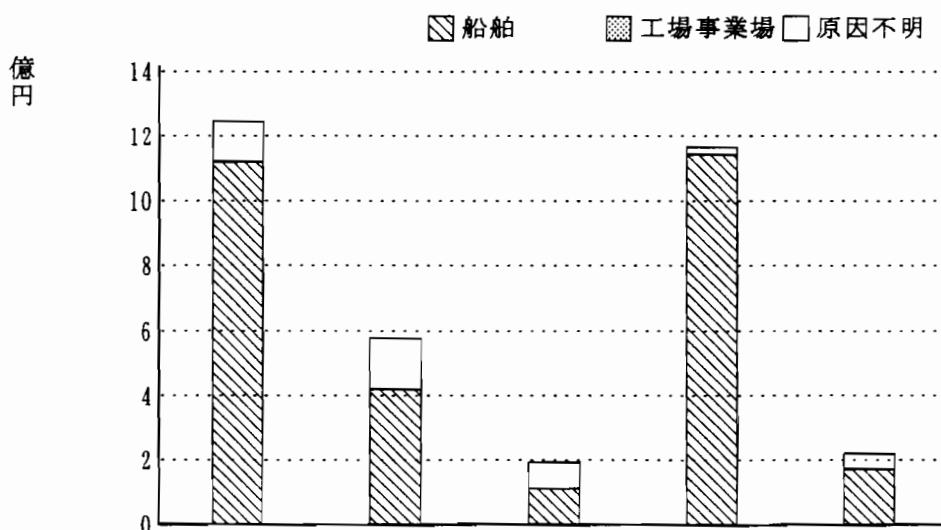
年度	項目	船 舶	工場・事業場等	原因者不明	計
6年度	発生件数	14(12)	30.4%	1(1)	2.2%
	被害金額	170,519	77.3%	-	50,026 22.7% 220,545 100
5年度	発生件数	10(7)	25.6%	1(1)	2.6%
	被害金額	1,144,377	98.1%	-	22,310 1.9% 1,166,687 100
6／5	発生件数	140.0%		100.0%	110.7% 117.9%
	被害金額	14.9%		-	224.2% 18.9%

(注) 発生件数欄の()書きは、被害金額が不明の件数で内数である。

図－3 平成2年度～平成6年度の油による海面漁業被害の発生件数の原因者別割合



図－4 平成2年度～平成6年度の油による海面漁業被害の原因者別発生金額



	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
船舶	11.20	4.22	1.14	11.44	1.71
工場事業場	0.01	0	0	0	0
原因不明	1.28	1.58	0.82	0.23	0.50

(寄稿)

和歌浦湾における原油流出事故について

和歌山県農林水産部水産課

技師 森 康雅

1 はじめに

平成6年10月17日未明、和歌山県海南市沖の和歌浦湾においてタンカー豊孝丸（2,960トン）とタンカー第5照宝丸（496トン）の衝突事故が発生しました。両船ともこの事故による人的被害はなく、また沈没も免れましたが豊孝丸から積み荷の原油（ラビ原油）570kℓが流出し、その一部は下津町の海岸に漂着しました。

幸いに、各機関の迅速な対応並びに天候にも恵まれ、発生後7日で流出油の大半を回収することができ、被害を最小限に止めることができました。

しかしながら和歌浦湾は、万葉の歌にも詠まれるほど風光明媚な場所であり、この海域での事故発生は漁業者だけでなく多くの人々に大きな衝撃と不安を与えました。私たちはこの事故を教訓にし、よりいっそう漁場環境の保全に努めなければなりません。今回「油濁基金だより」の紙面をお借りして、事故の経過等を整理してみました。

2 事故の経過

10月17日

午前1時45分 鑛泊中の豊孝丸の右

舷に第5照宝丸が衝突し、破損した豊孝丸の右4番タンクから積み荷の原油が流出した。

事故直後から両船に搭載のオイルフェンスを展張するとともに、地元石油会社をはじめ和歌山県、海上災害防止センター等が所有するオイルフェンスを順次展張し、油の拡散防止に努めた。

また海上保安庁から「ふじ」他4隻、県漁業取締船「くろしお二世」民間船6隻が現場に急行し、状況調査、把握にあたった。

午前 流出油の一部が海岸に漂着

午後 現地防災本部を設置

10月19日

陸上自衛隊に派遣要請

10月20日

豊孝丸の応急修理を終え、撤去

10月23日

海岸部の砂場、岩場等に付着している油を除きほぼ全量を回収

(回収量710kℓ)

10月24日

陸上自衛隊撤収

12月6日

現地防災本部を解散

(防除等に使用した資材)

オイルフェンス	6,660m
吸着剤	45,900kg
(出動人員)	延べ 5,750人

3 事故後の状況

事故発生直後から各機関が協力し合い、現場に2重3重にオイルフェンスを展張するとともに、海上の油は漁業者が中心に、また海岸に漂着した油については地元消防団等がカッパ姿にヒャク、バケツを持ち、手作業で除去回収作業にあたりました。

海上の油は比較的順調に回収されたものの、海岸部での回収は困難を極め、作業にあたった漁業者、消防団員等の疲労は相当なものでした。作業は、砂浜部については消防ポンプで、また捨石、岩礁表面の油については高温高圧洗浄機及びガスバーナーで行いました。今回、防除支援体制が迅速に確立されたことが事故発生から7日間ではほぼ全量の油回収につながったものと思われますが、捨石等の内部にまで入りこんだ油の除去には、さらに約1ヶ月という時間を要しました。

発生直後は事故海域が、ノリ、ワカメ養殖漁場に近く、またシラス、クルマエビ等の好漁場でもあり、漁業に与える影響の大きさ、深刻さが懸念されました。上述のとおり非常に短期間で除去回収が行われ、当初の予想ほどその被害が拡大しなかったことは、ま

さに不幸中の幸いでした。

現在現場には残油も殆ど無く、海浜は以前のような景勝を誇り、漁業も元通り活発に行われる等、あの大きな事故が遠い昔の出来事のような光景が見られます。

4 和歌山県の対応

事故発生後、直ちに県漁業取締船を現地に派遣するとともに民間航空機をチャーターし、状況の把握、情報収集等を行いました。さらに出納長（県対策本部長代理）が現地調査を実施し、午後には和歌山県石油コンビナート等防災計画に基づき、下津町に現地防災本部を設置するとともに、関係各課からなる防災本部幹事会を開き、今後の対策を検討しました。

また、10月19日には事態の早期收拾を図るため、陸上自衛隊に災害派遣要請を行いました。

漁業者一番の心配事であり、懸念しております水産資源生物への影響については以下のとおり調査を実施しましたが、いずれの試験、調査においても特記すべき被害の発生は認められませんでした。

- (1) 魚価影響調査 (10/20)
- (2) 水質検査、海底に沈降した油の拡散状況調査 (10/20)
- (3) 魚介類の油臭官能検査 (10/27)
- (4) 潜水調査、水質・底質検査

(10/28)

(5) 潮間帯生物調査 (11/4)

なお、現地防災本部は回収作業が完了し、被害拡大の危険がなくなった12月6日に解散しました。

5 おわりに

今回の事故は、石油コンビナートの

中心部で発生し、ふだんの防災訓練に加えて設備が整っている状況での事故でした。結果的には流出油のほとんどを物理的方法で回収することができ、被害を最小限に止めることが出来ましたが、いったんこの様な事故が発生すると人々に大きな不安を与えるだけでなく、大きな労力を投入しても人の力だけでは簡単には收拾できないことを私たちに改めて教えてくれました。

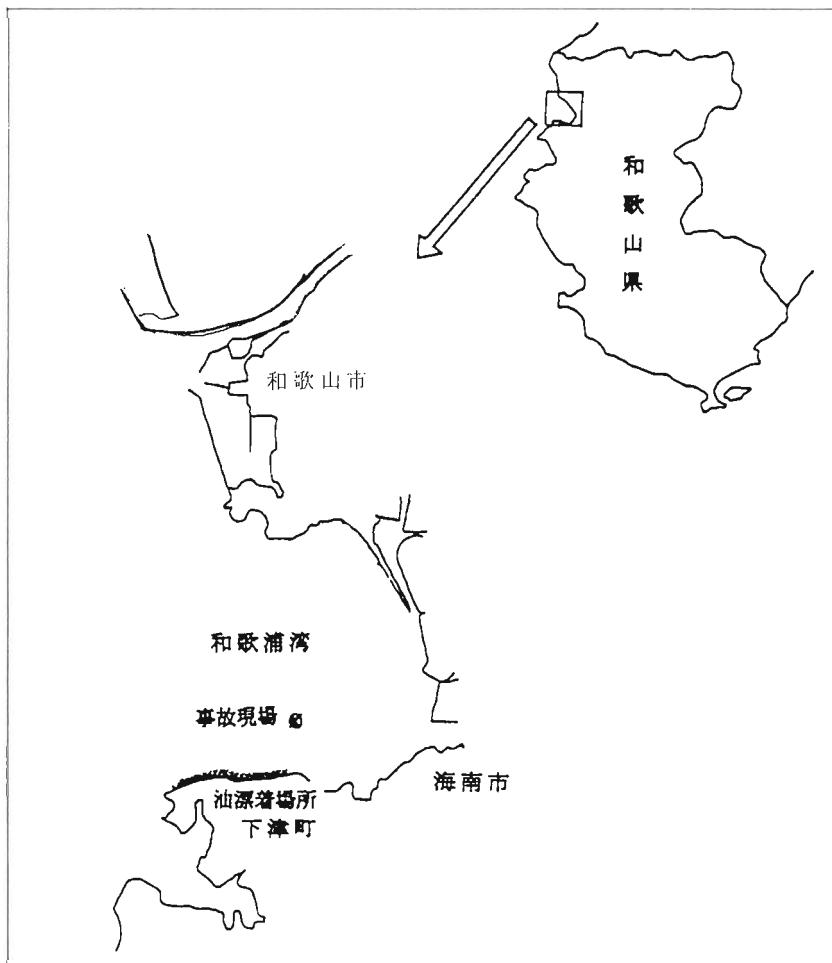
この事故で、悪臭と油にまみれながら作業にあたられた大勢のかたがたに改めて御礼申し上げるとともに、2度と生物共有の財産であるこの海が、人災により壊されることがないよう心から祈ります。



オイルフェンスの展張状況



油の回収作業状況



事故現場及び油漂着場所

(随想)

漁場油濁被害の思い出

八丈島漁業協同組合

末吉支所長 山本 末廣

10月初旬、暫く振りに漁場油濁被害救済基金の三木さんより連絡があり、八丈島へ行きますとのことで東京都漁連の森光職員と10月23日に来島された。

その折り基金だよりに何でもよいからと投稿依頼がありお断わりをしたが、いつもお世話になっていることでもあり自分の思うままに書くことにした。

昭和52年10月頃東京都漁連の当時専務をされていた百束さんより組合へ電話があった。

内容は、近いうちに油濁基金の前田専務（当時）と全漁連の方と八丈島へ油濁の被害調査に伺いたいとのことであった。組合では初めてのことでもあり、どのような調査なのか大変緊張したことを記憶している。それは、油濁そのものを組合でも把握していなかったこともあり、対応はどうすればよいのか分からなかつたからである。さて、当日になり全漁連の方が、油濁の被害が発生した時の書類の作成について、説明をして頂いたが元々その様な経験がまったくない訳だから大変難しい書類を作成するものだと、内心は気が気ではなかつた。この場合は分かつた振りをしてこの場はやり過ごすことに

した。仮に油濁の被害が発生したらその時改めて考えることにしようと、誠にもつて図々しい考えをした。

翌日、百束専務は漁場を案内してくれないかと言いました。『いよいよ来たな』と思いながら『どうせ油濁の被害なんかある訳がない』と自分に言い聞かせて、三根漁協の職員とともに案内した。初めに三根の漁場へ行ったところ、何したことか！ものの見事に油がそれは雪の如く積もっていたのである。百束専務と前田専務の靴はベトベトになり目を覆うほどであった。私ども職員は長靴であったのであまり気にならなかつたから、尚更気の毒でもあった。

百束専務曰く『君達これでも油濁の被害はないというのか？』なんと答えればよいか一瞬返事ができなかつた。八丈島漁協の調査でも全く同じであった。時期的に両漁協の岩海苔漁業に被害を及ぼす恐れがあり、早速防除、清掃作業を実施することになった。

その結果当時の被害額は両組合で2,822千円となつた。その後、組合でも油濁の被害には特別に気をつけるようになったことは言うまでもない。

しかし、原因不明の油濁被害は後を絶

たゞ昭和53年2月には海苔漁業が被害を受け、さらには漁具に対する被害も発生した。八丈島で59年までの被害総金額は103,849千円に達しており、すべて油濁基金から防除、清掃及び漁具、漁業被害に対して救済金の支給を受けている。

近年になり八丈島では若干油濁被害が減少傾向となってはいるが、いつ発生するかわからない状況でもある。現制度の樹立から約20年、全国の漁業被害関係者が多大な恩恵を受けたことは否定出来ない事実である。今後とも漁場油濁被害救済基金がより多くの漁業被害関係者に対し変わらぬ支援を本紙上をお借りしてお願いするものである。

第15回豊かな海づくり大会について

本年度の第15回全国豊かな海づくり大会は、平成7年11月12日宮崎県日南市油津漁港において「海きらり、ふるさときらり、夢きらり」をテーマに天皇、皇后両陛下をお迎えして開催されました。

この大会には、地元宮崎県のかたがたをはじめ全国から多数の人が参加し盛大に挙行されました。

本大会において、栽培漁業、資源管理

型漁業及び漁場保全に功績のあった団体並びに小・中・高校生、一般人による作文、写真の優秀な作品に対して表彰が行われましたが、この中で、当基金の事業と密接な関連のある「漁場保全部門」で大会々長賞、農林水産大臣賞及び水産庁長官賞を受賞された団体の功績の概要を紹介します。



稚魚を放流される天皇・皇后両陛下

漁場保全部門

大会会長賞

山口県 萩越ヶ浜漁協婦人部

萩市大字椿東6446番地

(功績の概要)

萩越ヶ浜漁協は日本海に面した萩市の中にあって、古くから遠洋延縄、各種沿岸漁業の両者をもっている。

また、この地区には世界一小さな死火山である笠山、その噴火でできたといわれる明神池（地下で日本海とつながっている）、ツバキの原生林など、変化に富んだ海岸は萩市の観光名所として、一年中、観光客の絶えないところである。

この様な立地の下にあって、婦人部は昭和28年に結成、活動目標を「心のふれあいと主体性をもった婦人部活動」として、6支部、7区、36班と体系をつけ555名が7項目を活動の主方針として挙げ一致団結して力を注いでいる。（※組織構成添付<最終頁>）

特に、漁場を守る視点から、漁協婦人部活動として環境づくりに取組んでいる。

(1) 女性の視点からの活力ある漁村づくり

男性は漁労に従事しているが、女性は水揚げされた漁獲物の管理、漁船、漁具の収納など、地域社会活動や日常生活の主体となっていることから実態調べを昭和60年に実施した。

これを、安全性、利便性、快適性、文化性の5つの視点から検証したが、その結果海浜が大変汚れている、生活排水がたくさん流れ込んでいる、危険なところが多い、火事になったら困るなど、多くの問題点が見つかった。

そこで問題点の解決方法と将来の越ヶ浜地域について話し合い活動を地区別に行い、全体では年間役員会を11回、運営委員会を5回開催し、夢と希望の持てる漁村づくりの方法を検討した。

この内、特筆すべきものとしては、昭和61年に婦人消防隊を結成し、平成元年には全国婦人消防操法大会で優良賞を受賞したものがある。

(2) 美しい越ヶ浜をつくる環境整備活動

空き地や海岸でゴミが目につく。そこで毎年2回（2月、7月）地区をあげて海岸清掃を実施している。参加は婦人部を始め老人クラブ、男性、子供など500～600人に及んでいる。

また、海岸のゴミを平成7年2月に分類してみたが、日本国内のもの以外に外国船から投棄漂着したペットボトル、浮子、ガスボンベ等が意外に多くあることがわかった。

この他、多くの観光客や釣り客に対し袋を渡し、ゴミ持ち帰り運動を推進している。

一人ひとりのマナーで地域はきれいになる。海は広く連なっているので、自分の地域をきれいにすることは、地

球全体をきれいにすることになる。一つひとつ小さな漁村から波紋を起こし、大きなうねりとする努力をしていく。

(3) 天然石けん及び手作り石けん使用運動

海藻等が少なくなったり、赤潮が発生するなど海の変化が目につくようになり、「海は大切な生産の場である」「きれいな海を守ろう」という運動を積極的に展開することとなった。

婦人部の学習会で、家庭排水が海の汚染の原因の一つということを知り、合成洗剤不使用、石けん使用運動を婦人部で推進し、その輪を拡げて行った。

萩市消費生活研究会において、廃油石けん作りで「河川を汚さないようにしよう運動」をしていたので、作り方を習い、越ヶ浜地区は勿論、阿武・萩地区内14漁協の部長などに講習し広く普及させた。また、高校生の体験学習にもとりあげ啓発を行っている。

今では、役員の中で石けん作り指導者も育ち、各地で指導している。

地区内では、ほとんどの人が自家用の石けんを手作りできるようになり、廃油の収集や石けん製造原料の購入のシステムをもつくっている。

この結果、手作り石けんを含めた天然石けん使用量も伸び、普及率でも阿武・萩管内14漁協の第1位となっている。

天然石けん使用量・普及率

平成 6 ・ 3 末	婦人部員数	天然石けん使用量	普及率
	571人	13,294kg (11,376)	215,6%

平成 7 ・ 3 末	婦人部員数	天然石けん使用量	普及率
	555人	15,192kg (11,657)	253,5%

※()内は廃油石けん

※普及率算出式

$$\text{天然石けん使用量} \div 1\text{日}30\text{g} \times 30\text{日} \\ \times 12\text{ヶ月} \times \text{部員数}$$

(4) 家庭ゴミの分別収集体制とリサイクル活動の促進などの環境整備活動

「捨てればゴミ、集めれば資源」を合言葉で萩市の不燃物収集に合わせて婦人部独自で資源として活用できるものを収集している。

古紙（新聞・雑誌・段ボール）、古布、空き缶、牛乳パック、食用廃油の5種類を各地区の収集所に集め、業者に引き取ってもらう体制を10年以上続けている。例えば、空き缶は12カ所の回収場所を設けて、アルミとスチールとに分け、それぞれのコンテナを設置して回収している。そして、そのコンテナを毎月第2日曜日に回収し、役員39名で一個ずつ潰して、月曜日に回収業者に渡している。

また、空き缶回収・資源化システムづくりモデル地区に指定されて、観光

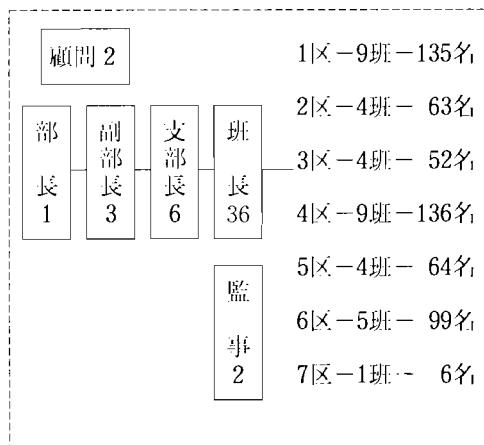
名所の明神池に空き缶圧縮機を設置し、リサイクルのアピールを行っている。

古紙類等の年間回収量も平成2年度は17t、平成3年度50t、平成4年度48tである。これは、萩市資源ゴミ再利用推進団体（現在65団体登録）中、1位の回収実績をほこり、平成4年度は萩市全体の資源ゴミ回収量の11.3%にあたる量を回収している。

この結果、活動資金として年間20～30万円を活用出来、地区内は勿論、海岸もきれいになり、環境美化に対する連帯感が生まれた。

以上のほか、健康管理活動、生活設計の普及と定着、おいしい魚はきれいな海からとのPRなど、幅広くいろいろな活動を起こし、活力ある漁村づくりのため、漁村環境を少しでもよくするための努力を重ねている。

組織構成



農林水産大臣賞

滋賀県

滋賀県漁業協同組合連合会

大津市におの浜4丁目4番23号

(功績の概要)

滋賀県漁業協同組合連合会（県漁連）は、昭和25年設立され、現在、沿湖漁業協同組合45、河川漁業協同組合連合会1、漁業生産組合8、業種別漁業協同組合2で構成され、経済事業、指導事業、水産増殖事業及び水産センター経営を行っている。

その内、環境改善に関する活動としては

- ①漁場をきれいにする運動
- ②購買事業として、粉石けんの取扱いがある。

(1) 漁場（びわ湖）をきれいにする運動

びわ湖は我が国最大の淡水湖であり、近畿圏の生活と産業を支えるなど、重要な役割を持っている湖である。

豊かな生態系を有するびわ湖は漁業の面からみても、淡水魚貝類の生産は年間約3,600トン（平成5年度）で全国一であり、アユ種苗供給は全国の約70%を占め、淡水真珠生産も全国一となるなど重要なものがある。

この様なびわ湖を生活の場としている漁業者にとって湖をきれいにすることは、漁業者に課せられた使命ではあるが、びわ湖（漁場）の環境保全と汚

染防止を図るために広く一般県民にも関心を喚起し理解と協力を促す必要があるので、漁業者が中心となり、圏漁連の主催により「びわ湖をきれいにする運動」を昭和46年から実施している。

(2) 運動の概要とその成果

具体的には、全漁業者が1日休漁し、地元市町村、水産団体及び各種団体ならびに地元住民の協力を得て毎年7月1日（びわ湖の日）に湖岸、ヨシ地帯および湖底の清掃を実施するもので、漁場環境の回復とゴミの不法投棄防止に努めている。

昭和46年から始まったこの運動は本年で25回を数え、全県的なびわ湖清掃の恒例行事として定着するとともに滋賀県民の環境美化意識高揚のための象徴的な運動となっており、また、この県漁連の先駆的な取り組みは、びわ湖の環境保全運動に関し、先導的な役割を果たしたものである。

この運動の近年の実績は下表のとおりである。

びわ湖をきれいにする運動の実績

平成	参加人数	参加漁船	回収ゴミ量
2年	6,755人	380隻	1,080ton
3	6,220	394	902
4	5,454	308	1,014
5	6,175	294	904
6	7,067	293	850
7	4,942	295	893

(3) 粉石けん使用推進運動

閉鎖水域であるびわ湖の水質保全に対する関心は古くより高く、その対応については先進的な活動を滋賀県は推進している。

昭和45年に水質汚濁防止法が制定以来、県として、各種条例を制定するなど積極的に対応している。

総合的な水質保全対策を推進するため、行政ならびに団体等により設置される諸対策協議会等には県漁連として積極的に参加し、業界の意志を繁栄することに努めている。

昭和52年、びわ湖に赤潮が発生することにより、びわ湖の富栄養化が深刻な状況にあることが明らかになり、原因のひとつとしてリンを含む合成洗剤の使用が問題視されるようになり、会員に対し追放運動の趣旨徹底と実施計画の承認を得て、昭和53年4月に合成洗剤と粉石けんの交換活動を行うなどして実践活動を実施した。これを景気として同年8月に「びわ湖を守る粉石けん使用推進県民運動」が結成され、このことが昭和54年の所謂びわ湖条例（滋賀県びわ湖の富栄養化の防止に関する条例）の制定の原動力になった。

以上のように、環境問題が直接の影響を受け易い漁業者の立場で運動を取り進めているものである。

水産庁長官賞

石川県 石川県漁業協同組合連合会婦人部連合会

金沢市北安江3-1-38

(功績の概要)

石川県漁業協同組合連合会婦人部連合会（県漁婦連）は、県内20単位漁協を高成員として部員総数1,527人である。

昭和34年に設立され、その主な活動内容は以下のとおり多岐にわたり、いづれも沿岸漁業を下支えするために必要な事柄であり、設立以来36年を経過しているが、近年においては、漁場・環境の保全に関しては、活動の重要な柱として位置付けていることが注目されている。

- 貯蓄推進運動
- 海難遺児募金
- 天然石けん使用と合成洗剤追放運動
- 魚食普及運動
- 地域活性化

(1) 天然石けん使用推進と合成洗剤追放運動

石川県沿岸は、日本各地で海洋汚染が社会問題化した当初においては、比較的清浄な海が維持されてはいたが、昭和40年代の後半から海の汚染がにわかに深刻化した。

海洋汚染の原因については、工場排水のほかに、県内の下水道の未整備によって、川や海へ垂れ流しとなっている家庭からの排水も大きな要因のひと

つとも考えられた。

県漁婦連では、漁業の生産基盤確保の観点からも、昭和48年に発売された漁業系統ブランドの天然石けんの使用推進運動を展開し、この間、みずから食用油の廃油を利用した石けん作りに取組んだり、分科会を開催し運動についての討議や婦人部の大会での活動実績発表を通じ、啓発と普及を図ってきた。

また、普及キャンペーンを行い推進に努めてきた。

これらの運動の成果やその後の下水道の整備もあって、海の汚染は一時ほど深刻ではなくなったが、天然石けんが使われているのは県全体をみると僅かなものに留まっているので、県漁婦連では運動をさらに前進させるための努力を続けている。

(2) 海浜清掃活動

上記の推進運動をつづけるなかにあって、県漁婦連では昭和57年から海浜清掃にも取り組み、市町村や地区婦人会主催の海浜清掃に参加するだけではなく、各県漁婦人部独自でも積極的に地域活動として実施しており、最近では年間で延2,000人規模の参加が得られている。

取り組み当初の昭和57年と県漁婦連創立30年に当たる平成元年7月2日には県下一斉の海浜清掃を実施し、県民に広く海のクリーンアップを呼びかけ、

県内の反響も報道されるなどの手ごたえがあった。

年度	参加人数	年度	参加人数
昭和57	2,600	平成元	1,760
58	2,168	2	1,735
59	835	3	1,311
60	1,605	4	1,969
61	2,085	5	2,462
62	1,490	6	2,298
63	1,510		

以上のように、県漁婦連は上の二つの運動を一体のものとして、地道に粘り強く継続的に沿岸漁業の漁場保全に努めている。

油濁被害防止対策ポスター及びチラシの作成配布について

当基金では、漁場油濁被害の発生を未然に防止し、または軽減する対策を確立するための調査研究及び技術開発を行う「油濁被害防止対策事業」を水産庁の補助により実施しています。

この事業は、研究者、学識経験者等からなる検討委員会を設置して、実施計画等についての検討を行い、一部を専門の調査機関に委託して次の事業を実施しています。

事業名

- 1 生物的油濁処理技術開発・試験事業
(平成3年度からの継続)
- 2 回収油処理技術開発事業
(平成6年度からの継続)
- 3 外国船等油濁汚染防止啓発・普及事業
(平成6年度からの継続)

この事業の1及び2については、後日「油濁被害防止対策事業報告書」で詳しく報告させていただくこととしますが、ここでは3の事業としてポスター及びチラシを作成し、関係機関へ配布しましたので、下記にその概要を紹介します。

[外国船等油濁汚染防止啓発・普及事業]

1. 事業目的

漁場油濁汚染の一員として、わが国周辺水域を航行する船舶からの油の違

法排出が考えられるが、外国船等も多く航行することから、これら外国船運航者等に対する啓発・普及が必要である。

このため、外国船運航者等に対しチラシ、ポスター等を配布することにより、日本沿岸域の漁場関係情報を提供しつつ、油濁汚染防止に係る関係法令の遵守、油濁事故の削減を図る。

2. 事業内容

我が国の主要港湾へ出入港する外国船等を対象として、船舶からの流・排出による漁場油濁の未然防止を啓発・普及するため、これらの船舶等に対しチラシ等を配布するとともに主要場所にポスターの掲示を行う。

3. 事業実施方法

英語等外国語のチラシ、ポスター等を作成し、外国船の海事代理店及び関係団体等事務所窓口に備え付け、チラシの適宜配布及びポスターの掲示を依頼することにより行なう。

上記の要領に基づいて、本年度は伊勢湾を対象に別図のとおり英語版によるポスター及びチラシを第四管区海上保安本部及び関係県のご協力を得て作成しまし

た。

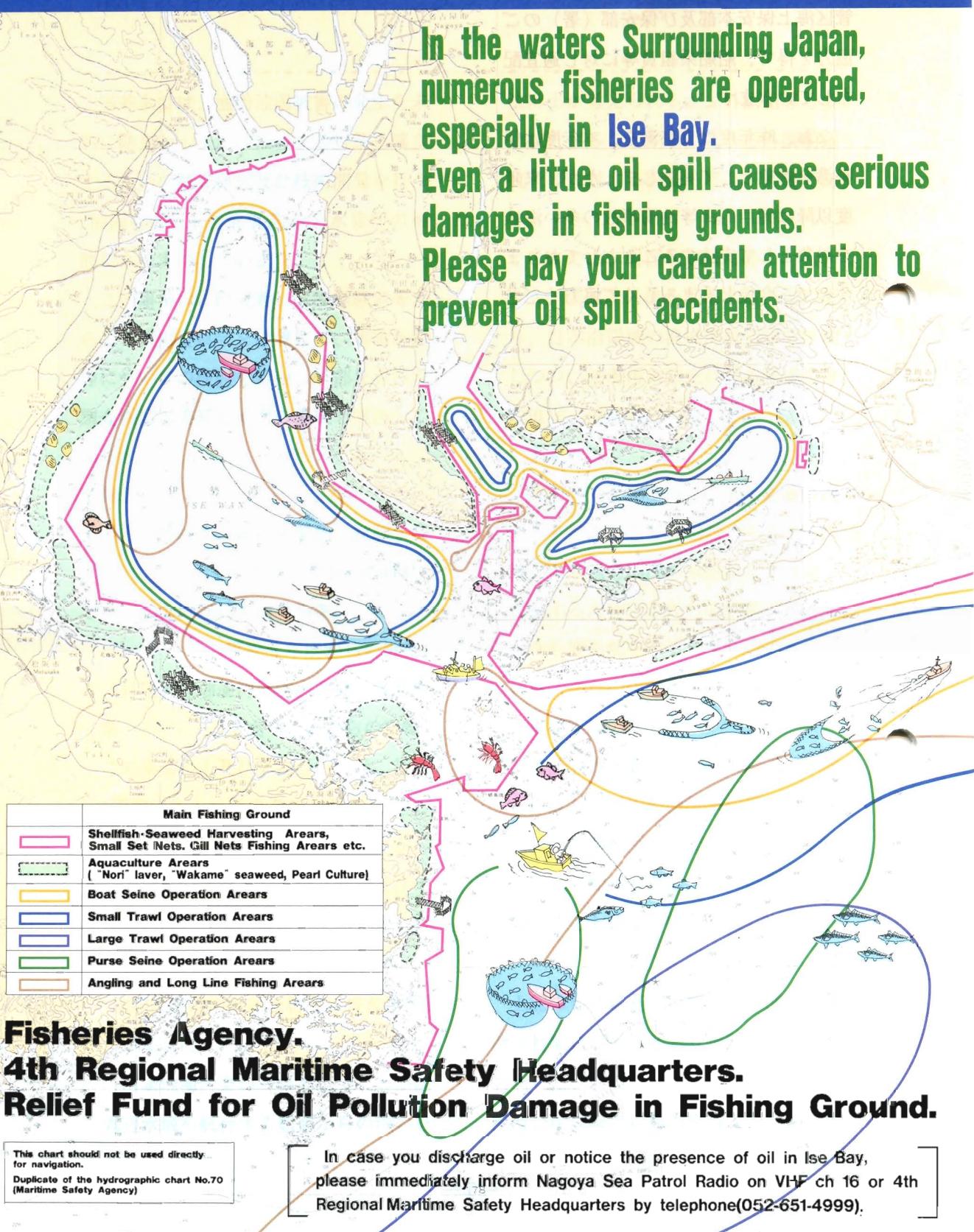
ポスター及びチラシは、関係機関へ配布し掲示等をお願いするとともに、第四管区海上保安本部及び保安部（署）のご協力を得て、船舶乗組員等に対し適宜配布していきます。

なお、昨年度は東京湾を、本年度は伊勢湾を対象として実施しましたが、来年度以降は瀬戸内海等油濁事故の多い海域を対象として実施することとしておりますので、今後ともよろしくご協力ください。

Prevent Our Valuable Sea from Oil Pollution

In the waters Surrounding Japan, numerous fisheries are operated, especially in Ise Bay.

Even a little oil spill causes serious damages in fishing grounds.
Please pay your careful attention to prevent oil spill accidents.



**Fisheries Agency.
4th Regional Maritime Safety Headquarters.
Relief Fund for Oil Pollution Damage in Fishing Ground.**

This chart should not be used directly for navigation.

Duplicate of the hydrographic chart No.70
(Maritime Safety Agency)

In case you discharge oil or notice the presence of oil in Ise Bay, please immediately inform Nagoya Sea Patrol Radio on VHF ch 16 or 4th Regional Maritime Safety Headquarters by telephone(052-651-4999).

中央漁場油濁被害等認定審査会の動き

平成 7 年度第 3 回中央審査会

平成 7 年 10 月 12 日、平成 7 年度第 3 回中央審査会が開催され、長崎県対馬西海岸地区他 2 県の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は、漁業被害関係 1 件と防除・清掃のみのもの 2 件であった。漁業被害は長崎県対馬西海岸地区の定置網の被害で、長崎県地方審査会の検討を経て上程された。

これらの案件は慎重審議の結果別表 1 のとおり了承された。

平成 7 年度第 4 回中央審査会

平成 8 年 1 月 31 日、平成 7 年度第 4 回中央審査会が開催され、島根県鹿島町地区他 4 件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は、防除・清掃のみのもの 5 件であった。これらの案件は慎重審議の結果、別表 2 のとおり了承された。

別表 1

平成 7 年 度 第 3 回 中 央 審 查 会 上 程 分

地 区 名	発生年月日	発 生 場 所	関係漁協	被 害 内 容	認 證 定 額		被 害 状 況
					漁業被害	円 防除・清掃	
長崎県 対馬西海岸地区	7. 7. 14 7. 7. 16	上県町から厳原町 に至る西海岸一帯	伊奈漁協 峰町西部漁協 綱島漁協 豊玉西部漁協 厳原町漁協	漁業被害 防除・清掃	18,051,903	10,154,458	タール状油が大量に漂着、定置網を汚染し、再流出してウニ等磯根資源に被害の恐れがあり清掃した。
山口県 角島地区	7. 7. 19	角島無井根港沖合 い海上	角島漁協	防除・清掃	—	323,815	廃油が海上に漂流、放置するとアワビ種苗施設や建網、一本釣漁業等に被害の恐れがあり防除了。
鹿児島県 種子島地区	7. 8. 18	西之表市馬毛島東 海岸一帯	種子島漁協	〃	—	1,120,987	柔らかいオイルボールが海岸に漂着、再流出してトコブシや磯建網に被害の恐れがあり清掃した。
合 計					18,051,903	11,599,260	

別表2

平成7年度第4回中央審査会上程分

地 区 名	発生年月日	発 生 場 所	関係漁協	被 害 内 容	認 定 額		被 害 状 況
					漁業被害	防除・清掃	
島根県 鹿島町地区	7. 10. 9	御津地先海岸	御津漁協	防除・清掃	円 —	円 121,264	タール状の油が海岸に漂着、再流出して定置網、イワノリ等に被害の恐れがあり清掃した。
千葉県 鋸南町地区	7. 11. 9	保田漁協養殖場 ヒラメ養殖場	保田漁協	"	—	218,250	C重油がヒラメ養殖水槽に流入、ヒラメに油臭の恐れがあり清掃した。
沖縄県 池間島地区	7. 12. 6	池間島一帯	池間漁協	"	—	2,690,863	軟らかいオイルボールが海岸に漂着、再流出してモズク、ヒトエグサ、探貝藻漁業に被害の恐れがあり清掃した。
沖縄県 本部町地区	7. 12. 14	備瀬～新里～岸 備志堅	本部漁協	"	—	2,642,770	オイルボールが海岸に漂着、再流出してモズク、ヒトエグサ、探貝藻漁業に被害の恐れがあり清掃した。
沖縄県 勝連町地区	7. 12. 19	津堅ヤジリ浜	勝連漁協	"	—	803,600	軟らかいオイルボールが海岸に漂着、再流出してモズク養殖や定置網漁業に被害の恐れがあり清掃した。
合 計					—	6,476,747	

都道府県漁場油濁被害等認定審査会の動き

平成 7 年 7 月、長崎県対馬西海岸一帯にタール状の C 重油が大量に漂着し、設置中の小型定置網が汚染され、又、仮置き中の大型定置網の中層箱網が使用不

能になる被害が発生した。この被害に係る長崎県地方審査会が開催され、検討結果が中央審査会に報告された。

長崎県漁場油濁被害等認定審査会

開催年月日	検 討 結 果
平成 7 年 9 月 21 日	<p>平成 7 年 7 月 14 日、長崎県対馬西海岸にタール状の C 重油が大量に漂着し、内湾に仮置中の大型定置網の中層箱網部分が使用不能となった。又、設置中の小型定置網 3 組の浮子、ロープ等を汚染した。</p> <p>上県町から巖原町に至る 5 漁協管内の海岸にも多量に漂着した。</p> <p>各漁協では関係機関に通報するとともに合同で調査、対策を検討した結果、大型定置網の中層箱網部分の廃棄、汚染小型定置網の洗浄、海岸の清掃の実施を決定した。</p> <p>被害内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 漁具の被害・ 防除清掃（定置網、海岸）費用

評議員の委嘱について

当基金の評議員に異動があり、次のとおり委嘱されました。

委嘱年月日	新	旧
H.7. 6.29	北出莊二 (社)日本船主協会法規専門委員会委員長	濱本敏孝 (同左)

(任期は、前任者の残任期間平成9年3月5日まで)

中央漁場油濁被害等認定審査会委員の委嘱について

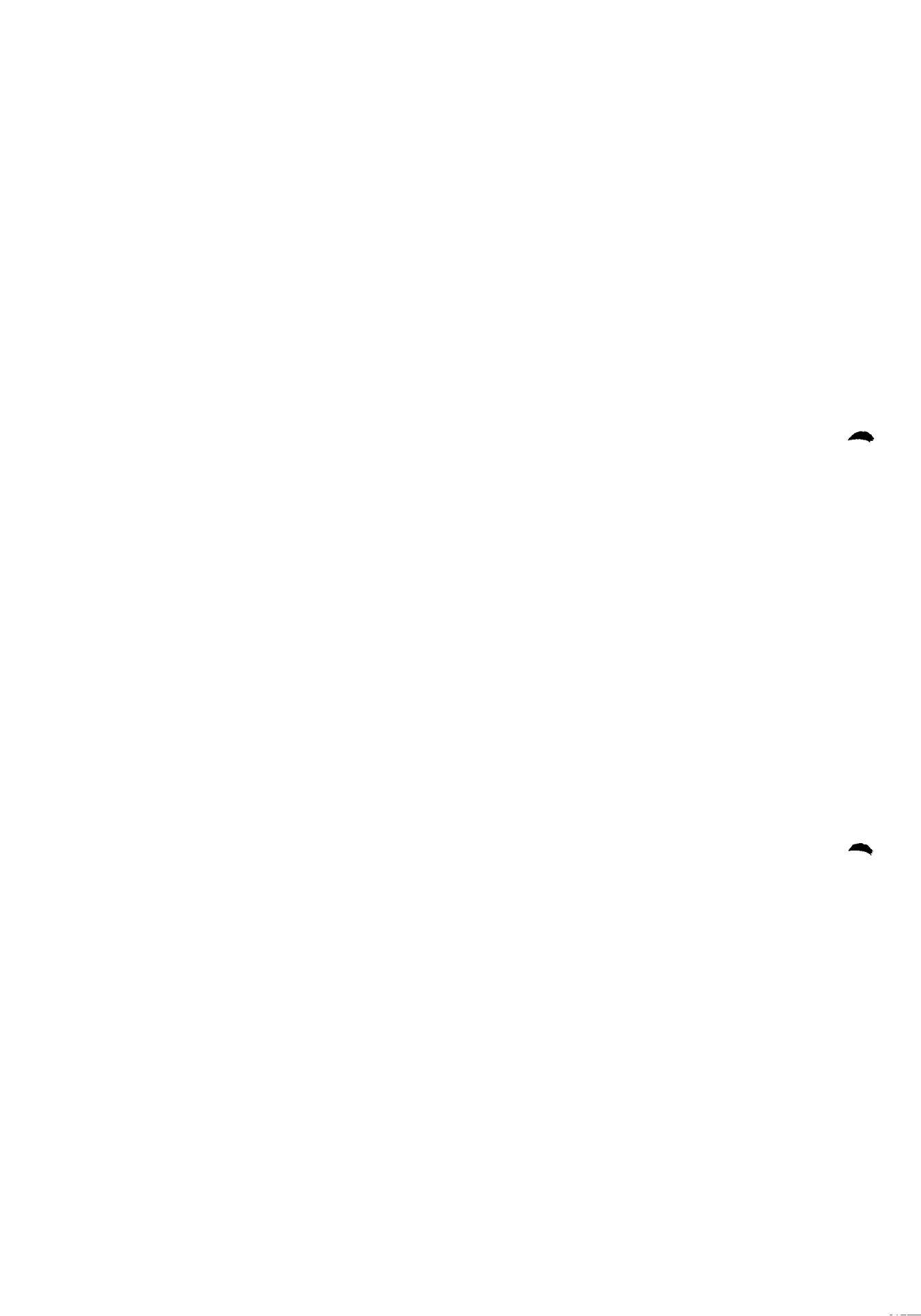
当基金の中央漁場油濁被害等認定審査会委員に異動があり、次のとおり委嘱されました。

委嘱年月日	新	旧
H.7. 9.28	井上清彦 (社)日本鉄鋼連盟環境管理部長	中村恒夫 (同左)
H.8. 1.19	西川輝彦 石油連盟技術環境部長	加藤正夫 (同左)

(任期は、前任者の残任期間平成9年6月30日まで)

(油濁基金人事異動)

発令年月日	新	旧
H.8. 3.15	伊積仲利 総務部 経理課長	小林哲朗 (同左) 全国漁業協同組合連合会へ復帰





人海戦術による漂着油の除去作業

島根県隠岐島地区三度海岸にタール状の油が漂着、再流出して定置網や磯根資源に被害の恐れがあり清掃した。

(編集後記)

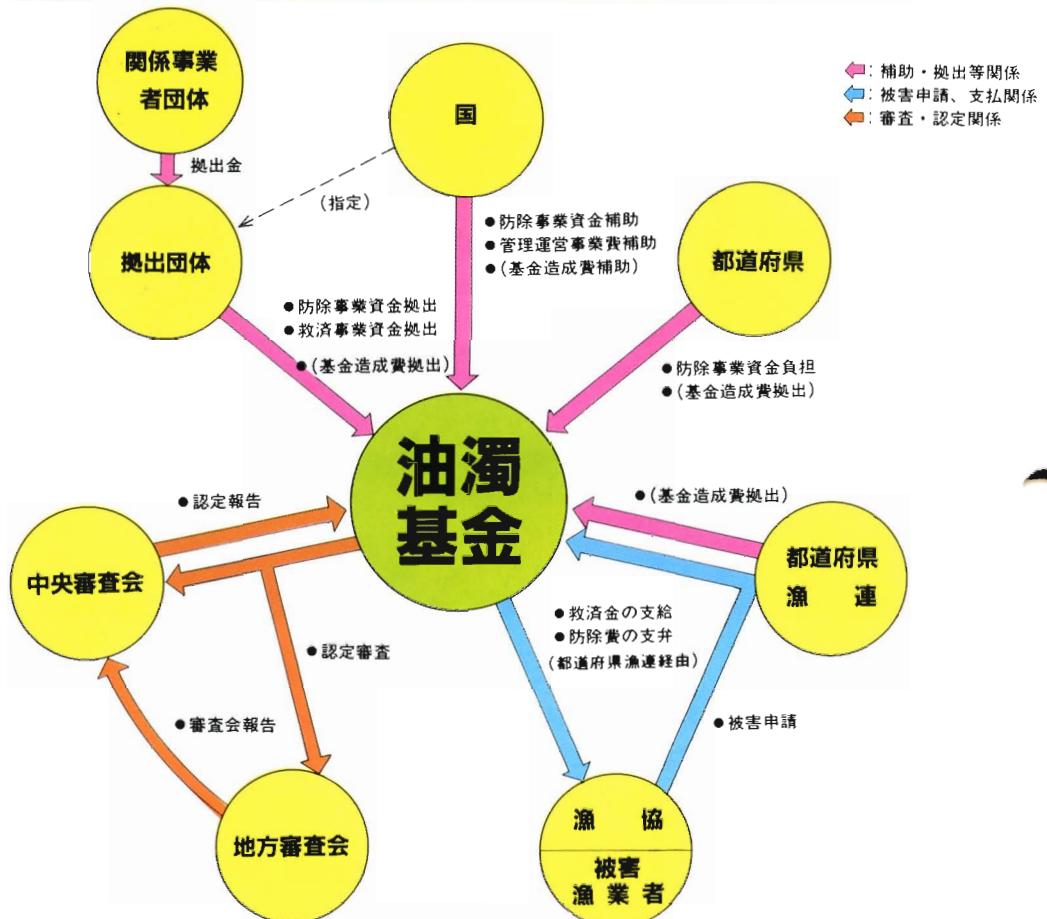
当基金が対象として扱う原因者不明の漁場油濁被害事故については、近年減少傾向で推移していましたが、平成7年になって発生した油濁事故は昨年より大巾に増加しています。

特に、日本海では長崎県対馬西海岸一帯にタール状の油が大量に漂着し、定置網等に大きな被害が発生しました。

その後も薩南及び沖縄地区海岸にオイルボールが漂着する事故が後を断たず、今後とも、いつ、どこで事故が発生するかも知れません。

各浜におかれでは、監視体制を強め、事故発生による被害の未然防止に努められるようお願いします。

漁場油濁被害救済制度のしくみ



拠 出 団 体

農林水産省関係	(社)大日本水産会 石 油 連 盟 社 経済団体連合会 社 日 本 貿 易 会 日本アンモニア協会 (社)日本ガス協会)	(社)日本電機工業会 (社)日本産業機械工業会 日本化学会 日本内航海運組合総連合会	(社)日本鉄鋼連盟 (社)日本自動車工業会 石油化学工業協会 (社)セメント協会
通商産業省関係	(社)日本船主協会 財 日本船舶振興会		(社)日本旅客船協会

発 行 日	1996年3月
発 行 所	財団法人 漁場油濁被害救済基金
住 所	〒101 東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル6階
電 話	03-3254-7033
ファックス	03-3254-3978(F)